青葉

バス運行体制一体化に向けた協議に係る協定書

佐世保市(以下「甲」という。)と西肥自動車株式会社(以下「乙」という。)は、「佐世保市地域公共交通網形成計画」(平成27年6月策定)の基本方針に基づき、バス事業に係る各施策の実現を目指し、乙による営業路線の集約とさせぼバス株式会社への運行委託を前提としたバス運行体制一体化に向けた協議について、次のとおり協定書を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定書は、市民の日常生活を支えるバス路線の利便性の確保・向上策を図りつつ、 将来的にも持続可能なバスネットワークの構築を進めることを目的とし、そのためにバス事業 にとって効率的なダイヤ編成が可能となるバス運行体制一体化に向けた甲及び乙による必要 な協議事項を定めるものとする。

(バス運行体制一体化に向けた協議の開始)

第2条 甲及び乙は、本協定書締結後、平成31年3月末日までに佐世保市交通局廃止及びさせ ぼバス株式会社への運行委託を含めた乙の運行開始を実施することを内容とする「(仮称)市 営バスの路線移譲とさせぼバス株式会社への運行委託に係る基本合意書」(以下「基本合意書」 という。)の成立に向け、平成29年4月1日より真摯な姿勢で協議を開始するものとする。

(基本合意書の内容について)

- 第3条 前条の基本合意書に含まれる主な項目は、次のとおりとする。
 - (1) 市営バスの移譲路線について
 - (2) 移譲時期について
 - (3) 運行条件について
 - (4) 交通局資産の利用方法について
 - (5) させぼバス株式会社への対応について
 - (6) 運行計画の作成について
 - (7) 利用者への対応について
 - (8) 運転士等の採用について
 - (9) バス事業についての市の関与と協力体制について
 - 10 その他必要となる事項について

(協定書の有効期間について)

第4条 本協定書の有効期間は、基本合意書締結をもって終了する。ただし、甲又は乙が、正式 文書により本協定書の終了の申入れを相手方に行った場合は、相手方が当該文書を受理した 日をもって終了するものとする。 (補則)

第5条 本協定書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年3月27日

甲 佐世保市八幡町1番10号 佐世保市 佐世保市長 朝 長



乙 佐世保市白南風町8番17号 西肥自動車株式会社 代表取締役 川 口 博 樹